

人権相談窓口・人権ライブラリーの御案内

活用の手引き

法務局・地方法務局の電話・メール人権相談窓口

こどもの人権110番(全国共通・通話料無料)

0120-007-110 ぜろぜろなの ひゃくとおばん [平日午前8時30分から
午後5時15分まで]

みんなの人権110番(全国共通)

0570-003-110 ぜろゼロみんなのひゃくとおばん [平日午前8時30分から
午後5時15分まで]

SNS(LINE)による人権相談

SNS(LINE)から、
人権相談をすることが
できます。



LINEでも相談を受け付けています
LINEじんけん相談

@snsjinkensoudan

こちらから友だち追加してください ▲

インターネット人権相談受付窓口

インターネット人権相談 **検索**

パソコン、携帯電話、スマートフォン共通
<https://www.jinken.go.jp>



こどもの人権
SOS-eメール

パソコン、携帯電話、スマートフォン共通
<https://www.jinken.go.jp/kodomo>



こどもの人権SOSミニレター

「こどもの人権SOSミニレター」に相談したいことを書いて、裏面の封筒部分を切り取り、便せん部分を入れて、ポストに投函すると、最寄りの法務局に届きます(切手は不要)。法務局では、人権擁護委員や法務局職員が、希望する連絡方法(手紙・電話)で返信をします。



人権ライブラリーの御案内

人権に関する資料(図書、ビデオ、DVD、展示パネル)を借りたい方、お探しの方、人権に関する視察・研修や打合せスペースをお探しの方は、人権ライブラリーを御利用ください。遠方の方でも郵送等による貸出しも行っています。詳細は、下記までお問い合わせいただくか、人権ライブラリーのウェブサイトを御参照ください。

人権ライブラリー ※公益財団法人 人権教育啓発推進センター併設
〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F
TEL.03-5777-1919 FAX.03-5777-1954 Eメール:library@jinken.or.jp
ウェブサイト <https://www.jinken-library.jp/>
[開館時間] 9:00~17:00(土日、祝日、年末年始は休館) **人権ライブラリー** **検索**

本DVDに収録されている映像は、動画共有サイトYouTubeの「**法務省チャンネル**」及び「**人権チャンネル**」で視聴可能です

法務省チャンネル **検索**

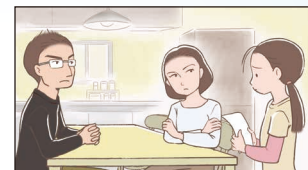
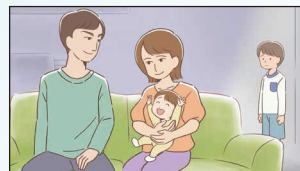
<https://www.youtube.com/MOJchannel>

人権チャンネル **検索**

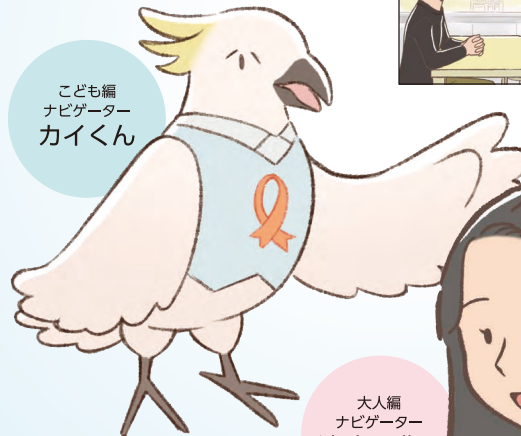
<https://www.youtube.com/jinkenchannel>

あなたは大丈夫？

考えよう! 児童虐待



こども編
ナビゲーター
カイくん



大人編
ナビゲーター
法務局職員



オレンジリボンは子ども虐待のない
社会を目指す運動のシンボルマークです

..... 作品のねらい

近年、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し、令和4年度には約22万件と過去最多となっています。

こどもの生命に関わる重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき喫緊の課題です。

このようなこどもを取り巻く深刻な状況を改善するため、児童虐待防止に関する正しい知識を身に付けるための動画を制作しました。

本作品は、研修を行う際に映像教材としてお使いいただけます。

🔍 基本的な視点

こども向けパート

- ① 児童虐待に当たるケースを認識してもらう
- ② 気付きを促し、救済につなぐ
 - 虐待に直面したときの周囲へのSOSの出し方や悩んだときの相談窓口を案内する

大人(保護者)向けパート

- ① 児童虐待に当たるケースを認識してもらう
- ② 児童虐待は、「しつけ」とは異なり、こどもの成長と人格形成に深刻な影響を与えることをきちんと認識してもらう
- ③ 民法一部改正による懲戒権に関する規定等の見直しについて正しく理解してもらう

活用の手引き 目次

- 作品のねらい・基本的な視点 2
- DVDの内容・構成 4
- ナビゲーター紹介 6
- 相談窓口 7
- こども編・板書例 8
- こども編・ワークシート 9
- こども編・授業展開例 10
- 大人編・板書例 12
- 大人編・ワークシート 13
- 大人編・授業展開例 14

DVDの内容・構成

こどもパート

オウムのカイくんが
各エピソードを解説します



大人パート

法務局職員が各エピソードを
解説します



事例1 心理的虐待1

きょうだい間で著しく差をつけ、一方に拒否的な態度をとる「心理的虐待」の事例を解説します。



事例2 心理的虐待2

常に子どもを他の子と比較して、劣っていると責め続け、否定する「心理的虐待」の事例を解説します。



事例3 心理的虐待3

父親または母親がパートナーに暴言をくりかえし、子どもに目撃させる「心理的虐待」の事例を解説します。



事例4 心理的虐待4

子どもを必要以上に怒鳴りつけ「殴る」などの言葉により脅す「心理的虐待」の事例を解説します。



事例5 身体的虐待

親の意に反するようなことをした子どもに暴力をふるう「身体的虐待」の事例を解説します。



事例6 ネグレクト1

小さい子どもと乳幼児だけを家に残して深夜に外出する「ネグレクト」の事例を解説します。



事例7 ネグレクト2

高熱などの重い病気で苦しんでいる子どもを病院に連れて行かずに放置する「ネグレクト」の事例を解説します。



事例8 性的虐待

子どもに性的な映像や画像を見せる「性的虐待」の事例を解説します。



事例9 ネグレクト→宗教活動に関する虐待

両親の信仰のために子どもに友達との付き合いを制限するなどの「ネグレクト」の事例を紹介します。



エピローグ

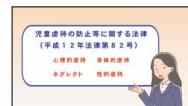
オウムのカイくん(こどもパート)、法務局職員(大人パート)が相談窓口を案内します。



大人パートのみ

ポイント1

児童虐待の判断について



ポイント2

民法一部改正についての説明



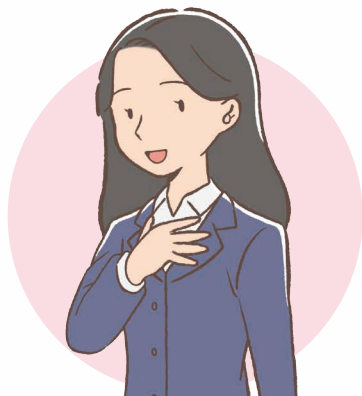
ナビゲーター紹介



カイくん

こども編のナビゲーターはオウムのカイくん。白いオウム。「優しい」という意味の英語のkind(カインド)からカイくんという名前になりました。胸についている「オレンジリボン」は、こども虐待防止のシンボルマークです。

大人編のナビゲーターは法務局の職員。相談窓口で対応をするように、親身に丁寧に解説をします。



法務局職員

相談窓口

児童相談所虐待対応ダイヤル「189」

「自分や家族が虐待されている…」「イライラしてついこどもにきつく当たってしまっている」など、こんな時はすぐに「189」番に電話をしてください。各地域の児童相談所につながります。

「24時間子供SOSダイヤル」

こどものいじめや虐待などの心配事があったら、**0120-0-78310**に電話をしてください。こどもや保護者からの相談に24時間365日対応しています。

こどもの人権110番(全国共通・通話料無料)

家の人にいやなことをされるなど、先生や親には話しにくいけれど、このままではどうしていいかわからない、誰も気づいてくれない…。このような悩みがあったら、迷わず電話してください。「まわりでこんなことで困っている人がいる」という相談も受け付けています。

0120-007-110 (平日午前8時30分から午後5時15分まで)

法務省の人権擁護機関では、このほかに様々な人権相談窓口を用意しています。裏表紙を御覧ください。

ひとりで悩まずに、
相談窓口にご相談ください



こども編・板書例

1. ふだん嫌だと思ふことや、 つらいことはある？

- 話しをきいてもらえない
- 家に帰るのがつらい
- ひとりぼっちで寂しい

2. こどもの権利条約について

- すべてのこどもは、愛され、守られながら育つ権利があるよ

3. 虐待について

- ぶたれること
- ご飯をもらえないこと
- 心が傷つくようなことを言われること

4. 嫌なことがあったときの 相談先について



※上記は飽くまで板書例です。
※実際の授業では参加者から出た意見をその場で書き込んでください。

※このワークシートは、授業を進めるに当たって、参加者の手持ちのメモとして想定したものです。

こども編・ワークシート

しつもん 質問 1

みなさんは、家族からどんなことをされたり、
いわれたりしたらいやですか？

しつもん 質問 2

こどもの権利を守るための条約(国と国または
多くの国どうしの約束ごと)って知っていますか？

しつもん 質問 3

虐待って聞いたことありますか？

しつもん 質問 4

嫌なことがあったときの相談先について
知っていますか？

項目	内容	留意点
はじめに	入室～自己紹介	参加者の意識を集中させる
	質問① みなさんは、家族からどんなことをされたり、いわれたりしたらいいですか？	参加者の回答を板書して共有
DVD視聴	こども編	
説明①	質問② こどもの権利条約って知っていますか？	こどもの権利条約についての概要を説明した上で、すべてのこどもは、愛され、守られながら育つ権利があることを学ぶ
説明②	質問③ 虐待って聞いたことがありますか？	DVDの事例を参照に虐待について説明
話し合い①	質問④ DVDの事例のような嫌なことがあった時の相談先について議論する	参加者の回答を板書して共有
DVD視聴	エピローグを視聴	
まとめ おわりに	嫌なことがあった時にSOSを出せる連絡先の確認 人権擁護委員等に相談できることやSOSミニレターについて説明	板書「嫌なことがあったときの相談先について」

※全体の時間や参加人数など状況に応じて変更してください。

※嫌なことがあった時にSOSを出せる連絡先の確認については、必ず授業で取り扱ってください。

大人編・板書例

1. 児童虐待とは？

心理的虐待：こどもに対して関心を示さなかったり、無視したり、拒否したりする など

身体的虐待：こどもを殴ったり、蹴ったり、家の外にしめだす など

ネグレクト：こどもに十分な食事や衣服を与えなかったり、重大な病気やけがの治療を受けさせなかったりする など

性的虐待：こどもに対して性的な行為や言動をしたり、見せたりする など

2. こどもの権利条約について

- すべてのこどもは、愛され、守られながら育つ権利があります

3. なぜ虐待を行ってはいけないのか

- こどもに及ぼす影響について

4. しつけとの違い

- こどもの立場から、こどもの安全と健全な育成が図られているかどうかについて判断する

民法一部改正についての説明

相談先について

※上記は飽くまで板書例です。

※実際の授業では参加者から出た意見をその場で書き込んでください。

大人編・ワークシート

質問
1

児童虐待について知っていることはありますか？

質問
2

こどもの権利条約について知っていますか？

質問
3

なぜ虐待を行ってはいけないのでしょうか？

質問
4

児童虐待としつけの違いはなんのでしょうか？

項目	内容	留意点
はじめに	入室～自己紹介	参加者の意識を集中させる
	質問① 児童虐待とはどういうことか知っていますか？	4つの行為類型について説明する
DVD視聴	大人編、ポイント①を視聴	
説明①	質問② こどもの権利条約って知っていますか？	こどもの権利条約についての概要を説明した上で、すべてのこどもは、愛され、守られながら育つ権利があることを学ぶ
話し合い①	質問③ なぜ虐待を行ってはいけないのでしょうか？	参加者の回答を板書して共有
説明	虐待がこどもにどのような影響を与えるか説明	
話し合い②	質問④ しつけとの違い	参加者の回答を板書して共有
説明	こどもの安全と健全な育成が図られているかどうかに着目してしつけと虐待の違いを説明	
説明	民法一部改正についての説明、ポイント②を視聴	
DVD視聴	エピローグを視聴	
まとめ おわりに	問題があった時にSOSを出せる連絡先の確認 人権擁護委員等に相談できることなど説明	板書「相談先について」

※全体の時間や参加人数など状況に応じて変更してください。

※問題があった時にSOSを出せる連絡先の確認については、必ず授業で取り扱ってください。